

総行行第 3 8 4 号
令和 8 年 8 月 2 1 日

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令 の施行に当たっての留意事項について

令和 8 年熊本地震の被害の状況等に鑑み、一定の特例を認めるため、この度、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 8 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 6 号。別添）が公布・施行されました。犯罪への悪用を防止するため、貴会におかれては、各会員に対し下記の点を周知していただくようよろしくお願い致します。

記

1 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（附則第 6 条第 1 項関係）

本規定は、令和 8 年熊本地震に係る寄附のために行われる現金送金であって、送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものについては、その額が 200 万円以下のものに限り、特別に取引時確認義務の対象取引から除くこととするものです。

この特例は、今回の令和 8 年熊本地震に係る寄附による被災者の救援という公益性が極めて大きいことに鑑み特別に認めるものです。したがって、犯罪者がこれを悪用して、犯罪収益の移転に利用することを確実に防ぐ必要があります。為替取引を扱う金融機関等においては、本規定の運用に当たり、今回の令和 8 年熊本地震に係る寄附のために行われるものであること及び送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものであることを厳格に確認するよう要請されています。特に、公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の令和 8 年熊本地震に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座を対象として運用がなされるようにとされていることから、貴職が取り扱う事務においても、同様の運用とするようお願いいたします。

2 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（附則第 6 条第 2 項関係）

本規定は、令和 8 年熊本地震で被災した方が本人確認書類を全て紛失するなどして正規の方法で本人特定事項の確認を行うことが困難と認められる場合に、本人確認書類が整うまでの暫

定的な措置として、当分の間、申告を受ける方法により本人特定事項の確認を行うことができることとし、この場合に、本人確認書類が整った段階で、遅滞なく正規の本人特定事項の確認方法を行うこととするものです。

この特例は、今回の令和８年熊本地震で被災した方が、本人確認書類が用意できないために生活再建に必要な取引が行えないなどの事態が発生しないよう、特別に認めるものです。したがって、そのような事情がない者が本規定を犯罪に悪用するということを確実に防ぐ必要があります。貴職においては、本規定の運用に当たり、今回の令和８年熊本地震で被災した方で真に本人確認書類を用意できない場合のみを対象とするため、本人確認書類を用意できない事情及び扱う取引が真に必要なかどうかをよく確認するなど、格別の注意を払っていただくようお願いいたします。

なお、本規定はあくまでも特別に柔軟な確認方法を許容するものであり、貴職において、正規の確認方法で行うことや、これができない場合に取引を行わないことを妨げるものではありません。

警察庁丙組組一発第72号

令和8年8月6日

関係省庁担当局部長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
の施行に当たっての留意事項について

令和8年熊本地震の被害の状況等に鑑み、一定の特例を認めるため、この度、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和8年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号。別添）が公布・施行されましたが、犯罪への悪用を防止するため、所管する特定事業者に対し、必要に応じ下記の点を周知していただくようよろしくお取り計らい願います。

記

1 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（附則第6条第1項関係）

本規定は、令和8年熊本地震に係る寄附のために行われる現金送金であって、送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものについては、その額が200万円以下のものに限り、特別に取引時確認義務の対象取引から除くこととするものであります。

この特例は、今回の令和8年熊本地震に係る寄附による被災者の救援という公益性が極めて大きいことに鑑み特別に認めるものであります。したがって、犯罪者がこれを悪用して、犯罪収益の移転に利用することを確実に防ぐ必要があります。為替取引を扱う金融機関等においては、本規定の運用に当たり、今回の令和8年熊本地震に係る寄附のために行われるものであること及び送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものであることを厳格に確認していただくようお願いいたします。特に、公知の機関の災害義援金口座など、当該寄附が今回の令和8年熊本地震に係る寄附に当てられることが容易かつ確実に判断できる口座を対象として運用がなされるようお願いいたします。

2 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（附則第6条第2項関係）

本規定は、令和8年熊本地震で被災した方が本人確認書類を全て紛失するなどして正規の方法で本人特定事項の確認を行うことが困難と認められる場合に、本人確認書類が整うまでの暫定的な措置として、当分の間、申告を受ける方法により本人特定事項の確認を行うことができることとし、この場合に、本人確認書類が整った段階で、遅滞なく正規の本人特定事項の確認方法を行うこととするものです。

この特例は、今回の令和8年熊本地震で被災した方が本人確認書類が用意できないために生活再建に必要な取引が行えないなどの事態が発生しないよう特別に認めるものであります。したがって、そのような事情がない者が本規定を犯罪に悪用するということを確実に防ぐ必要があります。特定事業者においては、本規定の運用に当たり、今回の令和8年熊本地震で被災した方で真に本人確認書類を用意できない場合のみを対象とするため、本人確認書類を用意できない事情及び扱う取引が真に必要なかどうかをよく確認するなど格別の注意を払っていただくようお願いいたします。

なお、本規定はあくまでも特別に柔軟な確認方法を許容するものであり、特定事業者において、正規の確認方法で行うことやこれができない場合に取引を行わないことを妨げるものではありません。

○内閣府、総務省、法務省、
財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、令第六号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第七条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月六日

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
法務大臣 平口 洋
財務大臣 片山さつき
厚生労働大臣 上野賢一郎
農林水産大臣 鈴木 憲和
経済産業大臣 赤澤 亮正
国土交通大臣 金子 恭之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

（令和八年熊本地震に起因して生じた事態に対応するための特例）

第六条 令第七条第一項第一号ケに掲げる取引（現金の受払いをする取引で為替取引を伴うものに限る。）のうち、令和八年熊本地震に係る寄附のために行われるもの（当該為替取引による送金先の預金又は貯金口座が専ら寄附を受けるために開設されたものである場合におけるものに限り、当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）は、第四条第一項第七号の規定にかかわらず、令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものとする。

2 令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。